年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

| 1. | 今回 | のあ | つせん | 等 | の概要 |
|----|----|----|-----|---|-----|
| | | | | | |

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年12月1日から22年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を21年12月1日、資格喪失日に係る記録を22年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を210円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月頃から22年5月末まで

私は、昭和21年9月から母の知り合いの工場長の紹介で、B市町村のA株式会社の工場に作業員として入社し、22年5月末に退職するまで勤務した。申立期間において会社の医務室でけがの手当てを受けた記憶があり、健康保険証を持っていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、A株式会社の当時の事務員二人は、「臨時等の非常勤職員はおらず、 従業員は全て正社員だった。」と証言し、このうちの一人は、「従業員は全 員が厚生年金保険に加入していたと思う。」と証言しているところ、申立期 間において、申立人と同じ作業員として勤務していたことが確認できる女性 従業員5人は、5人とも厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、A株式会社に昭和21年4月頃に入社したと記憶する、二人の同僚の同社での厚生年金保険の加入時期は、二人とも同年7月であることが確認できるところ、そのうちの一人は、「入社後3か月間は試用期間だったので厚生年金保険に加入させてもらえず、その間の保険料控除も無かったと思う。」と証言していることから、同社では、申立期間当時、入社して3か月

間の試用期間後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 21 年 12 月 1 日から 22 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA株式会社での厚生年金保険被保険者資格の取得日を 21 年 12 月 1 日、資格の喪失日を 22 年 6 月 1 日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じ職種に従事していた女性従業員のA株式会社に係る社会保険事務所(当時)の記録から、210円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は既に解散しており、確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年12月から22年5月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 21 年 9 月頃から同年 12 月 1 日までの期間については、複数の同僚の証言から、当時、3 か月の試用期間があり、試用期間については厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月27日から同年5月1日まで

私は、昭和34年11月にA株式会社B工場に入社以降、平成13年9月末 に退職するまで、C都道府県やD都道府県内の工場に転勤しながら辞める ことなく勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。継続し て勤務していたのは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B工場が保管する人事記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和43年5月1日に同社B工場から同社E工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場に おける昭和43年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円と することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和33年9月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月から31年6月25日まで

② 昭和33年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和28年4月に、A株式会社C営業所に入社し、3か月の見習期間を経て、34年1月15日に退職するまで継続して勤務したが、厚生年金保険の加入記録が31年6月25日からとなっている。また、途中で退職や休職した記憶は無いが、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

当時、A株式会社は都道府県内で一番大きな会社であり、従業員は厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、「A株式会社C営業所に継続して勤務していたが、途中の昭和33年8月の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。」と主張しているところ、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、31年6月25日にA株式会社B営業所において被保険者資格を取得し、33年8月31日に被保険者資格を喪失し、同年9月1日に同社C営業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、A株式会社が保管する職員名簿及び同僚の証言から、申立人は、昭和30年3月19日から34年1月16日まで継続して同社C営業所に勤務し、31年6月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、A株式会社では、申立人が昭和 33 年8月 31 日に同社B営業所における被保険者資格を喪失し、同年9月1日に同社C営業所において被保険者資格を取得した理由について、「当時の資料が無く不明であるが、実際の勤務地と適用事業所とを一致させるために被保険者資格の喪失及び取得の手続を行い、その際、誤って喪失日と取得日とを一致させなかったため空白期間が生じたと考えられる。実際の異動は無かったので8月分の厚生年金保険料は控除していたと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の同社B営業所の資格喪失日に係る記録を昭和33年9月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B営業所における昭和 33 年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人に係る被保険者資格の喪失日を昭和33年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が誤って同年8月31日と記録するとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、A株式会社が保管する職員名簿から、申立期間① のうち、昭和29年9月19日から31年1月15日までの期間及び同年4月 21日から同年6月25日までの期間について、申立人は、同社に勤務して いたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社では、「当社が保管する職員名簿には、申立 人の厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日が昭和 31 年 6 月 25 日と記 載されており、同日付けで厚生年金保険に加入させたと考えられる。」と 回答している。

また、A株式会社B営業所において、申立人と同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚二人の入社時期は、同社の職員名簿から昭和29年6月及び30年10月であることが確認できることから、同社では、申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記の二人のうち連絡が取れた一人は、「入社してすぐに厚生 年金保険には加入しなかった。加入するまでは、厚生年金保険料は控除さ れていなかったと思う。」と証言している。

このほか、申立期間①について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月28日から34年2月1日まで 私は、昭和31年12月頃から41年1月末に退職するまで継続してA株式 会社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。途中 で会社を辞めた記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の当時の複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間を含む前後の期間について継続して同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社の当時の経理担当者は、「社会保険事務所(当時)の指導により従業員を厚生年金保険に加入させたが、従業員から保険料の控除額が大きいので厚生年金保険から外してほしいとの申出により被保険者資格を喪失させ、その後、再度、社会保険事務所の指導により再加入させることが何度かあった。」と証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年5月1日から申立期間の終期(34年2月1日)までに、85人が厚生年金保険の被保険者資格を取得し、55人が申立期間までに被保険者資格を喪失しており、このうち10人(申立人を含まない。)がその後に再度被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記の10人の中で連絡がとれた3人は、いずれも継続してA株式会社に勤務していたと述べているものの、厚生年金保険に加入していない期間の保険料控除等について具体的な証言は得られない。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月22日から4年5月13日まで

- ② 平成4年10月22日から5年4月22日まで
- ③ 平成5年11月5日から6年4月24日まで
- ④ 平成6年11月9日から7年5月16日まで
- ⑤ 平成7年11月10日から8年4月21日まで
- ⑥ 平成8年12月21日から9年5月21日まで
- ⑦ 平成9年11月7日から10年5月7日まで

私は、平成3年から9年まで毎年、A株式会社に冬期間の出稼ぎに行っていた。雇用保険の加入記録があるので、勤めていたことは間違いない。申立期間③は株式会社Bでの雇用保険の記録となっているが、A株式会社から派遣されて働いたものであり、同社に在籍していたはずである。厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①から⑦までの期間について、「A株式会社に出稼ぎに行っていた。雇用保険の記録では、申立期間③については株式会社Bに勤務した記録となっているが、A株式会社から派遣されていたものであり、同社に在籍していた。」と主張しているところ、雇用保険の記録及び同社の事務担当者の証言から、申立人は、申立期間①、②及び④から⑦までの期間についてA株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間③については、A株式会社の事務担当者は、「出稼ぎ労働者を他社(株式会社B)に派遣することはなかった。」と証言している。

また、上記の事務担当者は、「当社では、原則として出稼ぎ労働者を含む全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたが、本人が希望し

ない場合には加入させていなかった。申立人については、本人が加入を希望しなかったので厚生年金保険に加入させず、保険料も控除していなかったと記憶している。」と証言している。

さらに、A株式会社では、厚生年金基金に加入していたところ、企業年 金連合会では、「申立人の厚生年金基金の加入記録の有無を確認したが、 加入記録は無かった。」と回答している。

加えて、申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚は、「私は、A株式会社に 20 回ほど出稼ぎに行ったが、手取額が多い方が良かったので、厚生年金保険には2回しか加入していない。私のほかにも希望して厚生年金保険に加入しない人がいた。厚生年金保険に加入していない期間の保険料が控除されることはなかったと思う。」と証言している。

一方、申立期間⑤のうち、平成8年*月*日から同年4月21日までの期間、申立期間⑥及び⑦については、申立期間当時の厚生年金保険法により、被保険者となり得るのは65歳未満であり、申立人については、生年月日が昭和6年*月*日であることから、当該期間においては被保険者とはなれない期間である。

2 申立期間③について、株式会社Bでの雇用保険の加入記録が確認できる ところ、同社では、「他社(A株式会社)から、出稼ぎ労働者の派遣を受 けることはなかった。」と回答している。

また、株式会社Bでは、「出稼ぎ労働者のような短期雇用契約者については、雇用保険には加入させたが厚生年金保険には加入させなかった。」と回答している上、オンライン記録から、申立期間③に出稼ぎ労働者であることがうかがえる者の加入記録もみられない。

さらに、申立人は、株式会社Bにおいて同じ出稼ぎ労働者であった同僚 について記憶しておらず、同僚から保険料控除等について聴取することが できない。

3 このほか、申立期間①から⑦までの期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。